

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 7 日
担 当 課	水道部工務課

契約業者名・住所	横河ソリューションサービス株式会社 千葉中央営業所 千葉県千葉市中央区新田町 5-2
工事等の名称	水質監視装置（配水）更新工事
工事等の場所	松戸市幸谷 1508 番地の 17 他
種 別	電気工事
工事等期間	令和 8 年 8 月 8 日から令和 9 年 3 月 12 日まで
契約金額	37,400,000 円
工事等の概要	各浄配水場に設置してある配水系統の水質監視装置の更新工事を行う。
随意契約の理由	水質監視装置は、原水、ろ過水、配水における水質を常時監視するものであり、安全な浄水を送ることは市民の生活に影響するため、浄水場及び配水場の機能に支障を来たすことなく、確実に更新を行う必要があります。 当装置について原水の水質は原水色濁度計、原水 PH 計、原水導電率計、ろ過水の水質はろ過水残留塩素計、配水の水質は配水色濁度計、配水 PH 計、配水導電率計、配水残留塩素計により構成され全体で一組のユニットとして常時水質の計測を行っており、これらの水質監視装置はすべて横河電機株式会社製です。 本業務ではこの浄水工程の一部である配水色濁度計、配水 PH 計、配水導電率計、配水残留塩素計の更新を行うものであります。これらの装置は既存装置と合わせて全体で一組として運用する必要があり、同社機器の施工部門の会社である横河ソリューションサービス株式会社でしか行うことができません。 同社は当更新工事を行うことができる唯一の業者であることから、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号を適用し随意契約とします。

	また、見積書の徴取にあたっては松戸市水道事業会計規程第108条第1項第1号の規定より1者から徴取いたします。
--	--